

道路除草工事特記仕様書

1. (適用)

本特記仕様書は、多気町が発注する道路除草工事（以下「工事」という。）に適用するものとする。

2. (通報等)

作業施工中に法面の陥没、亀裂等の異常箇所を発見したときは、速やかにその状況を監督員に報告するものとする。

3. (作業の対象範囲と作業回数)

作業の対象範囲は、別紙図に示す箇所とし、仕様書に示す数量について監督員の指示に従い作業を行うこと。

作業回数及び作業時期については、監督員と協議すること。

4. (現地調査)

作業着手前に全線について現地調査を行い、日陰部分や岩盤部分で草丈の伸びていない箇所、自治会等地元の人が刈ってくれてある箇所を除草作業の不要な箇所、設計区間から漏れている箇所、視距を悪くしている草木のある箇所を除草の必要な箇所を勘案し、除草作業の必要な箇所を示した図面に延長、刈り幅、及び面積を記入し、監督員に提出後、承諾を受けなければならない。

5. (作業管理)

①請負者は、作業にあたって事前に実施工程表を監督員に提出し、作業に着手すること。

②除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付け及び清掃まで完了させる方法で施工すること。

③除草作業中は、バリケード、セーフティーコーン、標識等を用い交通の安全を図ること。

④交通誘導員等の経費は特に計上していないが、現地交通状況により交通誘導員が必要な場合は、監督員と協議すること。

6. (除草及び剪定)

①除草作業の種別は、機械除草（ハンドガイド式又は肩掛け式）及び人力除草とする。

②除草の刈り幅は、原則として1.0mとし、地上5cm程度に刈り取るものとする。

③除草は刈り残しのないように行うものとし、刈り取った草は片づけむらがないよう、速やかに処理すること。

④除草に先立ち立竹木の伐採を行うとともに、その処理については空き缶等異物を除去しなければならない。

7. (廃棄物の処理)

- ①刈り草については、一般廃棄物処理施設へ搬入すること。
- ②工事施工に伴い発生する空き缶・刈り取った草木等の廃棄物は、受託者の責任において処理するものとし、処理にあたっては第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。
- ③刈り草の処分先及び処分方法が決定次第速やかに監督員に報告を行うこと。
- ④近郊の農家等で堆肥利用等のため、個人・会社にて無償で引き取る所があれば、そこへの搬入を優先すること。但し、無償で搬入できる処分先（堆肥化等）については、変更の対象とする。
- ⑤変更処分量の契約数量については、実績に応じて行うものとする。したがって、路線別に搬入した数量を明らかにする書類（伝票等）の写しを作業完了時に提出すること。

8. (出来高管理)

出来高管理は、除草箇所、延長、刈り幅、面積を記入した図面及び作業日報集計表を監督員に提出する。

9. (図面作成)

- ①除草作業は、原則として延長は1 m単位、刈り幅は10 cm単位で決定する。
- ②図面には、除草箇所、延長、刈り幅、面積を記入し、全体除草延長、全体面積を記入する。

10. (写真管理)

①撮影頻度、撮影方法

- (1) 除草1路線毎に適用する。
- (2) 黒板には作業年月日を入れること。(カメラ内蔵の写し込み日付でも可)
- (3) 撮影項目
 - ◇着 手 前・・・1枚以上
 - ◇作 業 中・・・除草 1枚以上
 - ◇作 業 中・・・集草、積込み、運搬、清掃、安全管理
いずれかの写真2枚以上
 - ◇作 業 後・・・1枚以上
 - ◇出来高管理・・・刈り幅、延長 2枚以上
 - ◇処分時・・・荷台に積載された刈り草の状況 1路線1車以上
- (4) 写真は1路線毎に起点、終点及び作業延長(左右合計)概ね2 km毎にできるだけ起点から終点方向に向けて撮影する。(2 km未満は起点終点、中間1箇所)撮影箇所は、なるべく見通しやすい箇所を選び、道路方向の遠景が入るようにアングルを考えること。
- (5) 工事写真は、A4用紙に印刷したもので良い。